

深志神社梅風閣 宴会催事約款

【宴会場ご利用についてのお願い】

深志神社梅風閣（以下、当館と称します）では、宴会・会議又は催事（以下、宴会等と称します）のご契約および宴会場のご利用に関して、以下の通り定めておりますので、予めご了承下さいますようお願い申し上げます。又、婚礼約款につきましては別途定めさせていただきます。この約款の解釈・運用につきまして、お客様のご理解・ご協力に感謝申し上げます。

1. ご契約・お申し込み

- ・当館に宴会等の契約のお申し込みをされる場合は、次の事項をお申し出下さい。
宴会等の主催者、主催者のご住所・ご連絡先、宴会等の名称および内容
宴会等の開催日、開催時間および人数
その他当館が必要とする事項
- ・仮予約に関しては、原則としてお申し込み日から1週間とさせていただきます。
仮予約期間内に宴会等の開催の有無を当館担当者にご連絡下さい。
1週間後、ご連絡を頂けない場合は当館よりお問合せさせていただきます。
ご連絡がつかない場合には、予約日から2週間でキャンセルとさせていただきますのでご了承下さい。

2. 宴会時間と追加室料

宴会場等のご使用時間（以下契約時間と称します）は準備（設営）から撤去までを含みます。事前に当館担当者与您決めていただいた契約時間は、所定の室料をお支払い頂きますが、この契約時間を超越した場合には、所定の追加室料を頂戴致します。但し、他のお客様との兼ね合いにより契約時間の超過に依じられない場合もございますので予めご了承下さい。

3. 有料人数の確認・変更

お料理を用意する人数（以下、有料人数と称します）の変更は宴会等を開催する前日の正午までに当館担当者までご連絡下さい。それ以降は全て手配が完了しておりますので、宴会等の開催日に出席されたお客様の人数が当初の有料人数より減少した場合でも、当初の料金を頂戴致しますので、ご了承の程をお願い申し上げます。

4. 内金

宴会等のご予約時に、内金のお支払いをお願いする場合がございます。内金の金額及びお支払い期限日は、宴会等の内容及びお見積り総額に基づいて当館より提示させていただきます。

尚、宴会等へのご出席者が不特定対象である場合等には、当館より提示させて頂く内金の金額が、お見積り総額となる場合もございますので、ご了承下さい。内金は、お支払期日までに当館にて現金、又はクレジットカードでお支払い頂くか、下記銀行口座へお振込み下さい。

- 〈 八十二銀行 深志支店 普通預金 610224 深志神社梅風閣 〉
- 〈 長野銀行 大名町支店 普通預金 8558247 深志神社梅風閣 〉
- 〈 松本信用金庫 本町支店 普通預金 0432714 深志神社梅風閣 〉
- 〈 長野県信用農業協同組合連合会 松本営業部 普通預金 0004740 深志神社梅風閣 〉

5. ご精算

実際のご請求額と内金との差額（以下、差額と称します）のお支払いについては、以下の通りとさせていただきます。請求書にてご精算の場合、差額のお支払い期日は原則として宴会等の当日とさせて頂いております。当館にて現金もしくはクレジットカードで、又は「4. 内金」で定める銀行口座へのお振込みにてお支払い下さい。（後日支払の場合は期限を1週間とさせて頂いております）

尚、誠に恐れ入りますが、お振込手数料はお客様のご負担にてお願い申し上げます。

6. お客様による解約及び日程変更

お客様がすでにご契約された宴会等をキャンセルもしくは日程変更をされる場合には、以下の通りキャンセル料を申し受けますので、予めご理解の上、ご了承の程をお願い申し上げます。

- ①宴会等当日の60日前から30日前 内金全額、お見積金額の10%
- ②宴会等当日の29日前から10日前 内金全額、お見積金額の30%
- ③宴会等当日の9日前から4日前 内金全額、お見積金額の50%
- ④宴会等当日の3日前から2日前 内金全額、お見積金額の70%
- ⑤宴会等当日の前日 内金全額、お見積金額の90%
- ⑥宴会等当日 内金全額、お見積金額の100%

- ・尚、後記第10条の規約による解約の場合も上記取消料を頂戴致しておりますので予めご了承下さい。

7. 当館によるお客様に対する解約

当館は次に掲げる場合において、宴会場等の利用契約を解除させていただきますので、ご了承の程をお願い申し上げます。※当日であっても以下の事実が判明した時点で利用契約を解除させていただきます。

- ・宴会等にご出席されるお客様が法令・公序良俗に反する行為をなされる恐れがある、もしくは他のお客様にご迷惑をおかけすると当館が判断した場合、又は、この約款に違反された場合
- ・宴会等にご出席されるお客様の中に暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、それらの関係者、その他反社会的勢力に該当する者がいることが判明した場合
- ・天災、火災、官公署命令、その他当館に非がなくやむを得ない事情により宴会場を使用出来ない場合
- ・尚、本条による解約の場合、解約に伴う損害賠償、金銭のお支払い等は一切致し兼ねますので、予めご了承頂きますようお願い申し上げます。

8. 会場設営（装飾・装花・音響・照明・余興・バンケットコンパニオン等）の手配

宴会等に関連する装飾・装花・音響・照明・余興・バンケットコンパニオン等（以下会場設営と称する）につきましては、当館より指定業者に手配させていただきますので、予めご理解頂きますようお願い申し上げます。お客様から直接業者等に発注する事はご遠慮頂きますようお願い致します。また、当館との事前協議・同意のもとで、お客様が直接業者等に発注される場合（以下お持込み手配と称します）には別途お持込み料を申し受けさせていただきます。お持込み手配の場合には、設置・搬入・搬出等の方法につきまして当館の美観・導線等をふまえて当館担当者と打ち合わせの上、その指示に従って頂きますようお願い致します。尚、宴会等に関連する会場設営の内容（7、10の項目に照らし合わせて）によっては、当館指定業者であるか、お持込み手配であるかにかかわらず、お断りさせて頂く場合もございますのでご理解、ご了承の程をお願い申し上げます。

展示会、及び展示即売会等の催事が複数日に渡り開催される場合、基本的にはお客様所有の商品や什器備品等は、会場にての夜間のお預かりは致し兼ねます。各日ともお持ち帰り頂きますようお願い致します。事情によりお持ち帰りが出来ない場合には、当館と致しましては、通常の防犯・防災対策以上の施策は致し兼ねますので、お客様にて商品や什器備品等の動産保険にご加入頂きます事をお願いしております。商品や什器備品等の動産保険にご加入頂けない場合には、当館では、一切の責任、損害賠償の請求等には応じ兼ねますので、予めご了承の程をお願い致します。

9. 損害賠償

お客様（お客様による直接手配業者を含み、当館関係者以外の、お客様の全ての関係者をいいます）は当館の施設・什器備品等を損傷、破損等しないよう十分にご注意頂きますようお願い申し上げます。万が一、当館の施設・什器備品等に損傷、破損等の損害が発生した場合は、当館担当者と協議の上、速やかにその損害賠償金をご負担頂きますようお願い致します。

10. 禁止事項

ご宴会等にご出席のお客様の中に次の該当者がいる場合、ご利用禁止、又はその行為を禁止させていただきますので、予めご理解の程をよろしくお願い申し上げます。

- ・暴力団員、暴力団等の暴力関係団体、その他反社会的勢力団体、又はそれらの関係者
- ・暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の反社会的団体が事業活動を支配する法人、もしくはそれらの関係者
- ・その他法令により禁止された行為を行う団体、及びその関係者
- ・病毒伝播の恐れのある伝染病等の疾病に罹った方
- ・盲導犬、介助犬、聴導犬以外のペット（愛玩動物）・家畜類のお持込みをされた方
- ・異臭、悪臭を発する物のお持込み
- ・引火・発火の恐れのある物のお持込み
- ・とばく等風紀を乱す行為
- ・備品等の移動・持ち出し
- ・ご契約内容の使用目的以外のご利用
- ・他のお客様のご迷惑になるような大音量を発する機器や楽器のお持ち込み、及び過度な発声、合唱等
- ・他のお客様、及び当館関係者等に対し、罵声を浴びせたり暴力を振るう等、周囲に恐怖や過度の不安を与える行為、もしくはその恐れがある場合
- ・他のお客様、及び当館関係者等に対し、物販、勧誘等を強要する行為
- ・以前に上記禁止項目に違反された方

11. 事故・盗難・急病

当館と致しましては、館内及び駐車場における、お客様による事故・盗難・急病に対する一切の責任、及び損害賠償の請求等には応じかねます。お客様の責任にて管理、もしくは対応をお願い致します。但し、急病等の緊急事態への対応は、法令に抵触しない範囲で、可能な限りお手伝いさせていただきます。

12. その他

この約款に定めのない事項につきましては、公序良俗、社会一般に確立された習慣、所轄官庁の指導、法令・条例に従って、お客様と当館が真摯に誠意を持って話し合い、取り決めるものとさせていただきます。

上記内容を承知した上で申し込みます。

令和 年 月 日

名称(会社名・団体名)

ご担当者名

印